

広情個審第94号  
令和6年2月6日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年7月10日付け広監第32号及び広監第34号で諮問のあったこのこと  
については、別添のとおり答申します。

（諮問第357、358号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

### ① 令和5年7月10日付け広監第32号の諮問事案（諮問第357号事案）

平成30年2月5日付けの公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が令和5年1月13日付け広島市指令監第24号及び同第25号で行った公文書部分開示決定に対する同年2月4日付け審査請求

### ② 令和5年7月10日付け広監第34号の諮問事案（諮問第358号事案）

平成30年1月31日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が令和5年1月19日付け広島市指令監第26号、同第27号、同第28号及び同第29号で行った公文書部分開示決定に対する同年2月5日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）

## 1 審査会の結論

実施機関は、上記公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った各公文書部分開示決定を取り消し、4(4)に記載した監査委員会議質疑応答要旨の発言要旨の個別の発言内容について、不開示事由の該当性を具体的に精査し、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った公文書部分開示決定された部分開示内容のうち、「監査委員会議質疑応答要旨」の発言要旨は開示すべきと思料されるので、公文書部分開示決定を取り消し、発言要旨について、法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 監査委員会議は、住民監査請求を「受理前却下」するのか「受理」するのかを最終決定する意思決定の会議であり、質疑応答を経て合意形成をする場である。部分開示文書によれば、監査委員や事務局が発言したのち（この発言部分は黒塗り）、事務局が、却下することによいかといった

発言をし、監査委員が「異議なし。」との発言をして合意が成立し、受理前却下の意思決定がなされている。

請求人は、このような意思決定過程を不開示にすることが情報公開条例の本旨に沿うことか、意思決定に係る会議の内容の説明責任を果たさないことが監査委員の使命に沿うことか、理解できないでいる。

イ 監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた見識を有する者及び議員のうちから、市議会の同意を得て、広島市長が選任した者である。

監査委員は、市長から独立した地位を認められた、地方自治法で定める執行機関の一つであり、独任制であることから、それぞれの監査委員は独立して職権を行使することができる。

監査委員には、市長から独立した地位と独任制という大きな権限が与えられていると同時に、その執行についての大きな責任とともに市民への「説明責任」も背負っている。その重要な職務に対して、対価としての報酬も税金から支出されている。

監査委員は、執行機関として、なぜ受理前却下したのか又はなぜ受理したのかを説明する責任がある。このような説明責任は、監査委員に限って免除されている訳ではない。

ウ 「公にすると将来の監査委員の判断を拘束」するとはどういうことなのか。「判断を拘束する」とは、公になったことで、同様の判断しか出来なくなるという意味にとれる。

監査委員の不開示理由は「公にすると将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあるため」という一連のものであるから、素直に読めば、「開示すると今後の監査委員の判断を固める結果になるから、将来の審議で適正な判断ができなくなる」、つまり、将来、監査委員は間違っていると思っても同じ判断しかできなくなる、ということになるようである。

本件「監査委員会議質疑応答要旨」は、受理するか却下するか決定を行っている会議の議事録であり、重ねていうが、受理するか却下するかは、単に受理要件を満足しているか否かにかかっているだけであり、受理要件については、最高裁等の判決などで確定しているものであるから、開示することで将来の監査委員の判断を拘束することはあり得ない。

エ 「支障を及ぼすおそれ」とは、単に可能性があるというだけでは足りず、具体的な蓋然性があるものに限られる。監査委員は、広島市の執行機関の一つであり、独任制でもある。優れた見識を有する人であって適任であると認められる人を、議会の同意を得て市長が選任したものである。権限に対して適任と市長が判断した人が、自らの権限に反して、必要な時に必要な発言や判断を行わず、公の会議での自分の発言が公表されると、抑圧的になったり萎縮したりして、本来の仕事ができなくなるというのであろうか。

監査委員は、「将来の審議に支障を及ぼすおそれ」が、具体的にどのようなもので、それによって将来の監査での自由な審議ができなくなる蓋然性が高いことを明らかにしなければならない。

オ 公文書は市民共有の財産であり、公開が原則である。情報公開制度によって開示された情報は、仮に、批判の対象となったとしても、市政の推進に活かされるべきものであるから、開示によっ

て批判されることをおそれ、非開示にすることは本末転倒といわざるを得ない。

そもそも、住民監査請求の要件審査をする監査委員会議において、新たな住民監査請求に対しては、その請求における要件審査を淡々に行えばよいのであるから、請求人には、前の審査での質疑応答内容が公表されたとしても、次の審査に影響を及ぼすとは到底考えられないのである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に関する対象公文書として、「広島市職員措置請求書の受付について（第183号案件）（報告）」外49件の公文書を特定し、そのうち「監査委員会議質疑応答要旨のうち発言要旨」が本件審査請求の対象文書であり、その一部を開示しない部分とした。

監査委員会議質疑応答要旨の発言要旨について、単なる事実の確認や形式的な発言に係る部分を除く部分を公にすると、監査委員による審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法等の内容が明らかになることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらすおそれ、また、将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあり、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第3号に該当するため不開示とする決定を行った。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 審査の併合について

諮問第357号及び第358号については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらの審査請求を併合して審議することとした。

#### (2) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

#### (3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する

る情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

#### (4) 本件審査請求の対象公文書について

請求人は、2(1)の審査請求の趣旨のとおり、監査委員会議質疑応答要旨の発言要旨（以下「発言要旨」という。）についてのみ述べている。

したがって、「平成30年第3回監査委員会議（1月29日開催）議事録の調製について（伺い）」のうちの「案件4広島市職員措置請求（第179号案件）の要件審査について」、「案件5広島市職員措置請求（第180号案件）の要件審査について」、「案件6広島市職員措置請求（第181号案件）の要件審査について」、「案件7広島市職員措置請求（第182号案件）の要件審査について」、「案件8広島市職員措置請求（第183号案件）の要件審査について」、「平成30年第1回監査委員会議（1月12日開催）議事録の調製について（伺い）」のうちの「案件5広島市職員措置請求（第170号案件）の要件審査について」、「平成30年第2回監査委員会議（1月19日開催）議事録の調製について（伺い）」のうちの「案件2広島市職員措置請求（第172号案件）の要件審査について」、「案件3広島市職員措置請求（第173号案件）の要件審査について」、「案件4広島市職員措置請求（第174号案件）の要件審査について」、「案件5広島市職員措置請求（第175号案件）の要件審査について」及び「案件6広島市職員措置請求（第176号案件）の要件審査について」の発言要旨の不開示事由該当性について、以下、検討する。

#### (5) 条例第7条第3号該当性について

ア 実施機関は、上記の発言要旨について、監査委員による審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法等の内容が明らかになることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらすおそれ、また、将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあることから、単なる事実の確認や形式的な発言に係る部分を除き、条例第7条第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

イ 実施機関は、令和5年3月8日広島高等裁判所判決において、「発言要旨について、公にすると、監査委員会議における監査委員の具体的な発言内容から結論に至る判断手法を推知することが可能となり、脱法行為を助長するなどのおそれが認められ、また、監査委員が自身の発言が公になることから、監査委員会議における発言を差し控えることで、監査委員会議における自由闊達かつ公正な意見交換が妨げられるおそれがあると認められるため、当該情報は条例第7条第3号の不開示情報に当たるといえる」旨判示されていることを説明する。

また、実施機関は、上記の発言要旨は内容を要約したものであることから、結果的に単なる事実の確認のように見受けられると思うが、質疑における着眼点や事務局案に対する評価など、心証の形成に関わる発言要旨の内容の全てが監査委員としての結論に至る判断手法そのものであると説明する。

ウ しかしながら、実施機関の言うように、質疑における着眼点や事務局案に対する評価など、心証の形成に関わる発言要旨の内容の全てが監査委員としての結論に至る判断手法そのものであるとしても、上記のとおり条例第7条第3号に規定される「支障を及ぼすおそれ」には具体的な蓋然性が求められることから、上記の発言要旨を公にすることにより、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、具体的に検討する必要がある。

なお、本件対象公文書は、却下となった住民監査請求に係る発言要旨であり、脱法行為の助長につながる可能性は低いと考えられる。

エ 当審査会が見分したところ、上記の発言要旨には個別の案件ごとの検討内容が記載されていた。しかしながら、これを公にすると今後の住民監査請求に係る監査委員会議における監査委員の自由闊達な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし得るが、実施機関の想定するような将来の監査委員の判断を拘束し、将来の審議に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認めがたい。

オ 以上のことから、実施機関は、上記の発言要旨について、部分開示決定を取り消し、発言要旨の個別の発言内容について不開示事由の該当性を具体的に精査し、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 7 . 1 0	広監第 3 2 号の諮問を受理 (諮問第 3 5 7 号で受理)
	広監第 3 4 号の諮問を受理 (諮問第 3 5 8 号で受理)
R 5 ・ 9 ・ 2 2 (第 1 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 5 ・ 1 1 ・ 2 4 (第 2 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 5 ・ 1 2 ・ 2 2 (第 3 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議
R 6 ・ 1 ・ 2 6 (第 4 回 審 査 会)	第 2 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
栗 原 理	広島消費者協会会長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
松 島 慶 太	広島テレビ放送株式会社 コンプライアンス推進室長